

唐沢小学校 P T A 規約

三芳町立唐沢小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は唐沢小学校 P T A（以下、「本会」という）と称し、事務所を唐沢小学校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 章 方針及び活動

第 3 条 本会は前条の目的を遂げるため、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
2. 家庭及び地域における教育環境の改善充実をはかる。
3. よい保護者、よい教職員となるように努める。
4. その他、本会の目的達成に必要な事項。
5. 特定の政党や宗教に偏ること無く、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
6. 本会は学校の人事及び管理に干渉しない。
7. 本会に入会していない家庭の児童についても、本会の目的及び学校教育の観点から、入会している家庭の児童と同様の対応とする。

第 4 章 会 員

第 4 条 会員は唐沢小学校に在籍する児童の保護者及び教職員で構成し、本校に在籍したときに会員とする。

第 5 条 会員の非加入および退会は次のとおりとする。

1. 本会への入会の意思がない又は退会する場合は、その旨を会長又は校長に申し出る。
2. 前号の手続きは、別記様式 1「P T A 非加入届」を原則として会長又は校長から受け取り提出することで、非加入又は退会とする。

第 6 条 会員は会費を次のとおり納めるものとする。

1. 会費は月額 200 円とする。
2. 会員の世帯が兄弟姉妹等複数の児童が在籍するときは、最低学年に所属する児童を

代表して納入する。

3. 年度の途中で入会したときは、在籍する月数相当額を納入する。

4. 年度の途中で退会したときは、在籍経過月数相当額を差引いた金額を返金する。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 8 条 三芳町連合 P T A 連絡協議会、入間地区連合 P T A 連絡協議会の会員となる。

第 5 章 総 会

第 9 条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。議長は総会で選出する。

第 10 条 定期総会は毎年度初めに書面等の形式（以下「書面等」といい、電磁的記録等の書面以外の形式を含む。）により開催する。臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、又は、会員の 5 分の 1 以上の要請があったとき開催する。

第 11 条 総会は会員の現在数の 5 分の 1 以上の書面等による表決の提出又は出席しなければその議事を開く事が出来ない。ただし、総会には委任を含むものとする。

第 12 条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第 6 章 運営委員会

第 13 条 運営委員会は本部役員、学級委員長、地区委員長をもって構成される。

第 14 条 運営委員会は、次の活動を行う。

1. 総会に提出するすべての議案及び日程を立案する。

2. 総会の決議に基づき各委員会の連絡調整ならびに運営をはかる。

3. 特別な事項について、必要がある場合は臨時委員会を設けることが出来る。

第 15 条 運営委員会は年間予定に基づき開かれるほか、会長が必要と認めたとき、又は構成員の 3 分の 1 以上の要請があった場合開催することが出来る。

第 16 条 運営委員会は委員の現在数の 2 分の 1 以上出席又は書面等による表決の提出がなければ、その会議を開き、決議することが出来ない。

第 17 条 運営委員会の議事は、出席者又は書面等の過半数で決する。

第 7 章 本部役員会

第 18 条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名(保護者)

副会長 4 名(保護者 3 名、教職員 1 名)

書 記 3 名(保護者 2 名、教職員 1 名)

会 計 2 名(保護者 2 名)

第 19 条 やむを得ず選任される役員に不足がある場合に限り、書記（保護者）及び会計（保護者）は、副会長（保護者）が兼任することができる。ただし、役員（保護者）数の下限

は、会長と副会長とを合わせて 2 名とする。

第 20 条 本部役員は本部役員会で推薦し、総会において承認を得る。

第 21 条 会長は次の職務を行う。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 総会及び運営委員会を招集し運営委員会の議長となる。
3. 会長はすべての会に出席して意見を述べる事が出来る。

第 22 条 副会長は次の職務を行う。

1. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
2. 副会長は本部役員を推薦する。

第 23 条 書記は次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会の議事並びに本会の活動に関する重要な事項を記録する。
2. 記録通信その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従って本会の庶務を行う。

第 24 条 会計は次の職務を行う。

1. 総会で決議した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 運営委員会に提出する予算の立案をする。
3. 定期総会で会計報告をする。
4. 本会の財産を管理する。

第 25 条 本部役員の任期は 2 年とし、役職は下表のとおりとする。ただし、再任を妨げない。なお、同じ役職について 3 年を超えてはならない。

保護者		教職員
1 年目	2 年目	
副会長①	会長	副会長④：教頭 書記③：主幹教諭 又は教務主任
会計①	副会長②	
会計②	副会長③	
書記①	書記②	

第 26 条 本部役員の子の世帯は、希望されない限り、今後すべての委員会の選出において対象外とする。ただし、その会員が希望するときは、すべての委員会の委員に再び選出することができる。

第 8 章 学級委員会

第 27 条 各学級に学級委員会をおく。

1. 学級委員は校内の緑化及び美化のために、花壇の維持及び管理等の活動を行うとともに、学校及び本部役員会と連携し、本会の目的の達成のために必要な活動を行う。
2. 学級委員会は各学級から選出された学級委員 1 ～ 4 名と学級担任で構成する。

3. 委員長は各学級の委員で互選し、さくら学級は選出された学級委員が委員長となる。委員長は、運営委員会に出席する。
4. 会計を全学年の学級委員長から 1 名を互選により選出する。
5. 第 1 号の活動を円滑に行うために、全学年の学級委員長の中から、リーダー及び副リーダー各 1 名を互選により選出する。

第 28 条 学級委員会の委員長及び委員の任期は 1 年とし再任を妨げない。ただし、同じ役職について、3 年を超えてはならない。

第 9 章 地区委員会

第 29 条 本会の各地区（三芳町における行政連絡区）に地区委員会をおき、地区委員会は、次の活動を行う。

1. 環境整備、交通安全対策及び校外補導等、各地区児童の福祉向上に努める。
2. 登下校の見守り等、児童の安全確保に努める。また、必要に応じて通学班編成に協力する。
3. 自治会単位又は他の方針で選出された地区委員若干名と教職員若干名とで構成する。
4. 地区委員会ごとに、委員の互選で、委員長、副委員長及び会計を選出し、各地区委員長は運営委員会に出席する。

第 30 条 地区委員会の委員長及び委員の任期は 1 年とし再任を妨げない。ただし、同じ役職について 3 年を超えてはならない。

第 10 章 会 計

第 31 条 活動に要する経費は、会費、その他の収入によって支弁される。

第 32 条 会計は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 33 条 決算は、会計監査を経て総会で報告し、承認を得なければならない。

第 34 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日で終わる。

第 11 章 会計監査

第 35 条 会計を監査するため、3 名（保護者 2 名、教職員 1 名）の会計監査委員をおく。監査委員は本部役員会で推薦し総会において承認を得る。

第 36 条 会計監査委員は、必要に応じ監査を行うことが出来る。

第 37 条 会計監査委員の任期は 1 年とし再任を妨げない。ただし、同じ役職について 3 年を超えてはならない。

第 12 章 個人情報取り扱い

第 38 条 本会の活動に関して会員の住所、連絡先、生年月日等の個人を特定する書面（電磁的

記録を含み、以下「個人情報」という)の取扱いは次のとおりとする。

1. 個人情報は、本会の目的以外の用途には使用しない。また、現に保有する個人情報は適正に管理し、みだりに使用しない。
2. 個人情報は、本会の目的の達成に必要な範囲及び目的の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて保有しない。
3. 会員から個人情報を取得しようとするときは、その利用目的を明確にしなければならない。
4. 会員は個人情報の取扱いについて開示、削除、訂正、利用停止等の権利を有する。
5. 会長は、個人情報を取扱わせるにあたっては、総会等でこの規約を広く周知するなどし、利用者が適切に利用するように努める。
6. 個人情報は、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、会員の同意があるときはこの限りではない。

第 13 章 細 則

- 第 39 条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しないかぎりにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
- 第 40 条 運営委員会は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第 41 条 校長は、学校管理上、運営委員会のほか本会すべての会議に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 第 42 条 第 27 条の活動を円滑にするために、必要により会長の承認を得て、学年主任、各学級委員長によって学年委員連絡会を構成する。
- 第 43 条 第 5 章から第 12 章については、災害・伝染病等の不測の事態が発生した際は、本部役員会で決議し中止又は変更することができる。
- 第 44 条 会員は、次に定める各号に従い、本部役員会、学級委員会、地区委員会以外の自発的な活動を行うことができる。
1. 別記様式 2「事業計画書」を会長に提出し、本部役員会で審議し承認を得た場合に限り、活動することが出来る。
 2. 前号の申請は 1 学期までとし、活動費は予備費から支出する。
 3. 活動期間は単年度を限度とし、活動人数の下限は 2 名とする。
 4. 別記様式 3「活動報告書」は第 1 号の活動が終了したとき、会長に提出する。

第 14 章 改 正

- 第 45 条 この規約は総会において、出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

弔慰金 細則

第 1 条 本会の弔慰金については、次の規定による。

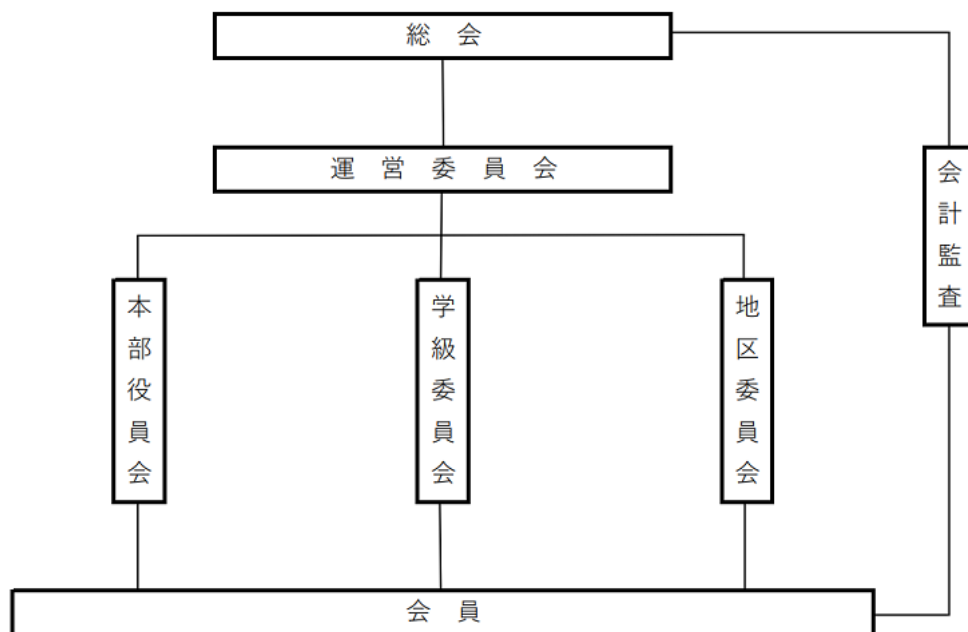
1. 死亡

児童・会員・教職員 5,000 円

なお、供花（1万円相当又は地域・斎場の時価）を送ることができる。

2. 返礼は一切しないこと。

【組織図】



付 則 この規定は昭和 51 年 7 月 7 日より実施する。

昭和 60 年 5 月 11 日一部改定

平成 2 年 5 月 26 日一部改定

平成 4 年 5 月 19 日一部改定

平成 6 年 5 月 21 日一部改定

平成 11 年 11 月 6 日細則第 2 条削除

平成 16 年 5 月 14 日一部改定

平成 25 年 5 月 17 日一部改定

平成 27 年 5 月 15 日一部改定

令和 3 年 5 月 7 日一部改定、第 11 章、細則第 43 条追加

令和 5 年 1 月 31 日一部改定

別記様式 I

PTA非加入届

提出日 年 月 日

唐沢小学校PTA会長 宛

以下、PTA 非加入に関わる事項を確認した上で、唐沢小学校PTAに加入しないことを届け出ます。

PTA の活動は、会員・非会員に関わらず、唐沢小学校へ通うすべての児童を対象としています。

PTA からの配布文書は、全家庭数もしくは全児童数配布されますのでご了承ください。

年度の途中で退会する場合、提出日の翌月分から会費を返金いたします。

フリガナ

【保護者氏名】 _____

フリガナ

【在校児童名】 年 組 _____

フリガナ

【在校児童名】 年 組 _____

フリガナ

【在校児童名】 年 組 _____

フリガナ

【在校児童名】 年 組 _____

こちらの非加入届は、お子さまを通して担任の先生に提出してください。

その後、切り取り線以下の受理書を受け取ることで手続きは完了になります。

-----切り取り線-----

非加入届受理書

様

年 月 日をもって、唐沢小学校 PTA の非加入(退会)を承りました。

返金額 円 (月 から 月 分)

唐沢小学校 PTA 本部

別記様式 2

事業計画書

唐沢小学校 PTA 会長宛

提出日 年 月 日

活動の名称		
活動の内容		
代表者名(保護者名)	年 組	
代表者連絡先(TEL)		
代表者連絡先(E-mail)		
活動参加者名 (保護者名)	年 組	
	年 組	
	年 組	
	年 組	
	年 組	
	年 組	
予算		円
予算内訳		円
		円
		円
		円
		円
		円
活動計画		

提出の順番【学級担任→教頭→PTA 会長】

※申請は、1学期までに行ってください。

別記様式 3

活動報告書

唐沢小学校 PTA 会長宛

提出日 年 月 日

活動の名称		
活動の内容		
代表者名(保護者名)	年	組
活動報告 (活動日、活動内容など)		
決算	円	
決算内訳	内容	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

(裏面領収書添付)

提出の順番 【学級担任→教頭→PTA 会長】